

令和 4 年度 施策評価結果  
(令和 3 年度決算)

尼 崎 市

令和 4 年 8 月



## 5 施策別の評価

施策01【地域コミュニティ・学び】

施策02【人権尊重・多文化共生】

施策03【学校教育】

施策04【子ども・子育て支援】

施策05【地域福祉】

施策06【障害者支援】

施策07【高齢者支援】

施策08【健康支援】

施策09【生活安全】

施策10【消防・防災】

施策11【地域経済・雇用就労】

施策12【環境保全・創造】

施策13【都市機能・住環境】

## 【施策評価表の見方】

### 1 基本情報

施策名		展開方向	
主担当局			

### 2 目標指標

指標名	方向	基準値 (R3)	目標値 (R9)	実績値					
				H29	H30	R1	R2	R3	
A									
B									
C									
D									
E									

展開方向の進捗状況を客観的に測る「目標指標」及び「目標値」を設定しています。目標年度は原則、第6次総合計画前期まちづくり基本計画期間の最終年度の令和9年度とし、基準値は令和3年度としています。  
また、これでの経年変化を確認するため、実績値は平成29年度から記載しています。  
指標の方向性については、「↑」、「→」、「↓」、「-」から選択しています。

### 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)	
<p>令和3年4月から令和4年3月末までの主な取組内容が、関連する目標指標や市民意識にどのように影響したのかを踏まえ、その成果や課題について主担当局が記載しています(担当局評価)。</p>	

### 3 主要事業一覧

令和4年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和3年度 主要事業名	
1	直近3カ年（令和2年度～令和4年度予算）における主な主要事業を記載しています。
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

### 4 市民意識調査(市民評価)

●重要度

R1年度 第 位 / 16施策 R2年度 第 位 / 16施策 R3年度 第 位 / 16施策

当該施策の市民意識調査の結果から、各々の重要度と満足度の順位について、記載しています。  
 また、重要度と満足度の点数については、経年変化が視覚的に追えるよう、グラフで表記しています。

※令和4年の市民意識調査は第5次総合計画(後期計画)の16の施策について調査を実施しています。

### 6 評価結果

評価と取組方針

令和4年度の取組

左記「これまでの取組の成果と課題」を踏まえ、令和4年度に取り組んでいる事項について主担当局が記載しています。

目標指標の達成状況、市民意識調査、担当局評価の内容を踏まえ、市長評価の結果を記載しています。

主要事業の提案につながる項目

「これまでの取組の成果と課題」や「令和4年度の取組」を踏まえ、次年度の「主要事業の提案につながる項目」について主担当局が記載しています。

# 令和4年度 施策評価表(令和3年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	03	学校教育	展開方向	02	個に寄り添った教育の推進
主担当局	教育委員会				

## 2 目標指標

指標名	方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
					H29	H30	R1	R2	R3
A 「困難や課題に対し、周りの人と協力して解決に向けて取り組んでいる」と答えた児童生徒の割合	↑	75.4	%	87.7	—	—	—	—	75.4
B 「自分にはよいところがある」と答えた児童生徒の割合	↑	小 74.8 中 77.3	%	全国平均以上 小 76.9 中 76.2	小 72.2 中 64.1	小 83.4 中 77.5	小 79.2 中 72.1	—	小 74.8 中 77.3
C 「いじめは、どんな理由があってもいけない」と答えた児童生徒の割合	↑	小 95.9 中 95.7	%	全国平均以上 小 96.8 中 95.9	小 93.4 中 91.7	小 95.2 中 94.2	小 95.9 中 93.9	—	小 95.9 中 95.7
D 不登校児童生徒における教育支援室等による支援割合	↑	21.4	%	26.0	—	—	18.5	20.2	21.4
E									

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

### 【個の尊厳や人権の尊重】

(目的) 持続可能な未来社会の形成には、個の尊厳や人権が尊重されることが不可欠であることから、多様性を受容し他人の気持ちが分かる児童生徒の育成や道徳教育の充実を図る。  
 (成果) ①人権意識や道徳心の向上を図るため、全ての学校で「生命を尊重する心」「規範意識」「人権教育の推進」の中から自校の課題を捉えたテーマを選択し、児童生徒及び保護者・地域に向けた講演会を年1回以上実施したほか、授業参観や学校通信を通じて人権教育についての啓発を行った。また、性的マイノリティやデートDV等、人権教育を基盤とした性教育の推進にも取り組んだ。(目標指標B)  
 (課題) ①テーマや講師に偏りが見られる学校もあることから、幅広く人権教育の推進を図ることが必要である。

### 【安全・安心な学校づくり】

(目的) 不登校やいじめ等の未然防止や早期発見、早期解消により、子どもたちにとって安全・安心な学校園づくりに取り組む。  
 (成果) ②小学校では15校、中学校では10校が、校内でスマートフォン(スマホ)についてのルールを作成した。その中では、児童会や生徒会で主体的に案を作成し、全校生徒が投票して学校としてのルールを定めたという取組例もあった。このように、児童生徒の自己肯定感の醸成につながり、自分たちで考え決めたことで責任感を感じることができるプロセスを大切にされた。(目標指標A・C)  
 ③教育支援室の「ほっとすてっぷEAST・WEST」に加え、新たに「ほっとすてっぷSOUTH」を開設したことにより、通級児童生徒数が増加するとともに、対面では通級しにくい児童を自宅や学校とオンラインで繋ぐことにより学習支援を行った。(目標指標B・D)  
 ④スクールソーシャルワーカー(SSW)の勤務体系を見直した(週5日勤務の設定)ことにより、学校への支援体制を充実することができた。また、教育相談カウンセラーと指導主事が積極的に学校訪問を行い、学校やスクールカウンセラー(SC)との連携を強化することができた。  
 ⑤不登校やひきこもり傾向の児童生徒に対して、大学生や社会人等のボランティアであるハートフルフレンドを派遣することで、自主性や社会性の伸長を図る支援を行った。また、園田学園女子大学の社会連携推進センターと協働で研修用ハンドブックを作成し、ハートフルフレンドへの研修を行うとともに、教職員と民間支援者等と連携した研修を開催し、質の向上を図った。  
 ⑥いじめ問題対策連絡協議会においては、行政、学校、関係機関、PTA等が集まり、協議会での意見等の活用実績を共有したほか、学校外やSNSに絡むいじめ事案等を通じて子どもへの関わり方を検討し、地域社会全体でいじめ防止等に取り組むことを確認した。  
 (課題) ④SSWの人材確保の課題は一定の解消は図られたが、限られた人員のため小・中学校の拠点校巡回型配置の完全実施には至っていない。また、相談内容は多様化かつ医療的な内容が増加傾向にあり、今後は県配置であるSCとの連携を一層強化する必要がある。  
 ⑥同協議会の委員が子どもに関わる多様な分野から構成されており、いじめの現状を理解できる場となっている一方で、議論が深まりにくい面もあるため、委員が一体的に協議できるテーマの設定や進め方を検討する必要がある。

### 【インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育】

(目的) 全ての支援の必要な子どもたちの自立と社会参加に向け、関係機関との連携を進め、学校園全体で一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導支援を行うとともに、誰もが多様性を理解し尊重し支え合う共生社会の担い手となる子どもたちの育成を目指す。  
 (成果) ⑦LD、ADHD等の発達障害を有し、教育上特別の支援を必要とする児童等が在籍する学校園に教育支援員を配置し、学習面・行動面における支援の充実を図った。また、校園長及び特別支援教育コーディネーターを対象に研修を行ったことにより、本市の特別支援教育の基本方針や取組について理解を図ることができた。  
 (課題) ⑦子ども一人一人の自立と社会参加を見据えて、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶことを目指し、それぞれの子どもの、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうかという視点に立って環境整備や教員の専門性の向上に取り組む必要がある。また、教育上特別の支援を必要とする児童生徒の増加及び支援内容の多様化を踏まえ、特別支援教育支援員や生活介助員等の人的支援を整備することが必要である。

### 【医療的ケア児への支援】

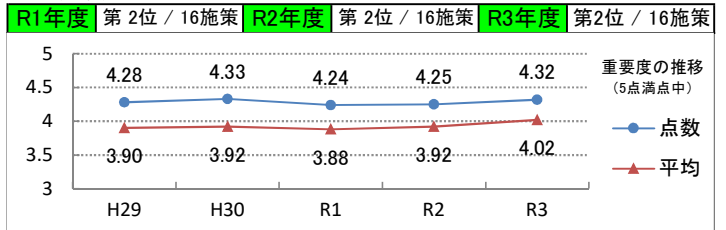
(目的) 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の公布、施行を踏まえ、尼崎市立学校園に在籍する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が健康で安全な学校園生活を送ること及び保護者負担の軽減を図る。  
 (成果) ⑧尼崎市医療的ケア実施体制ガイドライン検討委員会を設置し、学識経験者、医師、学校関係者、関係機関職員等の委員から意見聴取を行い、令和4年3月に「尼崎市立学校園における医療的ケア実施体制ガイドライン」を策定した。また、校園長及び特別支援教育コーディネーターを対象に研修を行ったことにより、医療的ケアの理解及び医療的ケア実施体制ガイドラインを周知することができた。  
 ⑨病院と委託契約を結び、看護師を派遣することにより、あまよう特別支援学校の児童生徒に対して必要な医療的ケアを行うことができ、安全に学校生活を送ることができた。  
 (課題) ⑧尼崎市立学校園における医療的ケア実施体制ガイドラインに基づき、教育委員会、学校、病院、関係機関等と連携して、個に応じた医療的ケア児への支援体制を整える必要がある。  
 ⑨あまよう特別支援学校の児童生徒数の増加、障害の重度化、医療的ケアの多様化に対応し、適切な医療的ケアを行うことで、児童生徒が安心して安全に学校生活を送るとともに、保護者の通学に係る負担を軽減するためには看護師の継続的な確保、質の向上やスクールバスの更新、介護タクシーの利用等が不可欠である。

### 3 主要事業一覧

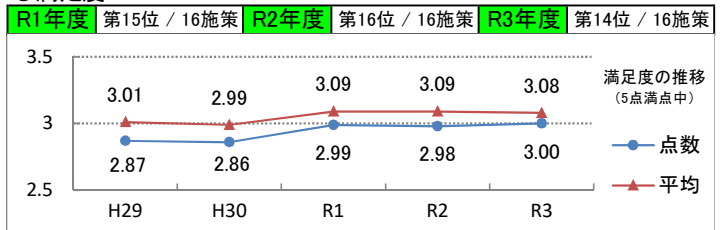
令和4年度 主要事業名	
1	インクルーシブ教育システムの推進及び医療的ケア児への支援の充実 (インクルーシブ教育システム検討事業、看護師派遣業務委託事業)
2	教育支援室におけるオンライン機能の充実(教育支援室運営事業)
3	情報モラル向上支援事業
4	教育支援体制の充実
令和3年度 主要事業名	
1	教育支援室運営事業(ほっとすてっぷSOUTHの設置)
2	療養児等学習支援事業(ICT機器を活用した学習機会の確保)
3	情報モラル教育支援員派遣事業
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	教職員研修事業(体罰防止研修)
2	心の教育相談事業(匿名報告アプリ「STOPit」)
3	インクルーシブ教育システム検討事業
4	情報モラル教育支援員派遣事業
5	心の教育相談事業(スクールソーシャルワークの拡充)

### 4 市民意識調査(市民評価)

#### ●重要度



#### ●満足度



### 6 評価結果

#### 評価と取組方針

・スクールソーシャルワーカーについては、連携マニュアルの作成や支援シートを活用した情報共有等により、スクールカウンセラーなど関係者との連携強化を図ることを含め、支援体制の更なる充実を進める。

・インクルーシブ教育システムの推進にあたっては、多様な保護者等の意見を聴き、現在の取組の検証をしっかりと行った上で、教育支援体制の充実に向けて検討する必要がある。

#### 令和4年度の取組

##### 【個の尊厳や人権の尊重】

①「生命を尊重する心」「規範意識」「人権教育の推進」については引き続き学習し、加えて中学校では、授業等において生徒の在籍3年間で「予期せぬ妊娠」、「デートDV」、「LGBT」の3つのテーマの全てを必ず学べるようにする。

##### 【安全・安心な学校づくり】

- ②情報モラルの向上を図るため、小・中学校に加え、高等学校にも事業を拡大し、支援員による出前授業を実施する。また、スマホサミットを継続的に実施することで、児童生徒が主体的にスマホルールやネットの活用について考える機会を設け、誰もが安心して活用できる取組を進め、好事例を発信する。
- ③教育支援室「ほっとすてっぷEAST・WEST」においてもオンライン環境の整備を拡充することにより、対面では通級しにくい児童生徒への支援を実施する。
- ④スーパーバイザーを増員することにより教育相談カウンセラーのスキルを高めるとともに、学校へのアウトリーチを積極的に広げ、SSW及び教育相談カウンセラー、SCが情報や課題を積極的に共有し、連携した支援体制を強化する。
- ⑥子どもを取り巻く多様な環境の変化や実態を踏まえた共通の課題認識をより深めるため、構成委員だけでなく、学識経験者等を交えた意見交換を行い、具体的な事例検討を通じていじめの防止に向けた各機関等の連携強化を図る。

##### 【インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育】

⑦特別支援教育支援員を全ての小・中学校に配置することにより、教育上特別の支援を必要とする児童等に学習上及び生活上必要な支援を行い、個々の教育的ニーズに応じた支援と教育支援体制の充実を図る。また、全ての小・中学校において通級による指導が実施できるよう体制の整備に取り組む。さらに、令和5年度からの副次的な学籍の導入に向け、特別支援学校在籍児童生徒の居住地校交流の充実を図る。

##### 【医療的ケア児への支援】

- ⑧「特別支援教育検討会議」を設置し、学識経験者、医師、学校関係者、関係機関等により基本方針及びガイドラインを踏まえた特別支援教育のあり方(インクルーシブ教育推進部会)や医療的ケア実施体制(医療的ケア検討部会)を検討する。加えて児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育的支援を行うことにより、児童生徒に応じた学びの場で適切な教育を受けられるように支援体制を充実させる。
- ⑨学校、病院、教育委員会が連携を密にして、三者がそれぞれの役割を果たしつつ、市立学校園における医療的ケアを必要とする児童等に対し適切な医療的ケアを実施できる体制の整備を目指す。

#### 主要事業の提案につながる項目

##### 【安全・安心な学校づくり】

④市立高等学校を含めたSSWIによる更なる教育相談体制の充実を図る。

##### 【インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育】

##### 【医療的ケア児への支援】

⑦⑧⑨学識経験者、医師、校長等による尼崎市特別支援教育検討会議における検討内容を踏まえて、今後の教育支援体制の充実及び医療的ケア児への支援体制の確保を図る。

# 令和4年度 施策評価表(令和3年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	04 子ども・子育て支援	展開方向	02 子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり
主担当局	こども青少年局		

## 2 目標指標

指標名	方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
					H29	H30	R1	R2	R3
A 「子育てをしやすいまち」と感じている市民の割合	↑	56.9	%	69.2	—	—	—	—	56.9
B 保育施設等未入所児童数(翌年度当初)	↓	607	人	0	624	671	895	865	607
C 保育施設等待機児童数(翌年度当初)	↓	76	人	0	156	148	236	118	76
D 保育料(法人保育園分)の収納率(現年)	↑	99.1	%	—	97.7	97.3	97.3	98.8	99.1
E 児童ホーム入所待機児童数(5月1日時点。R2のみ7月1日時点)	↓	481	人	0	355	403	380	414	481

※指標Bは、令和3年度より実績値の算出方法を変更(保育施設に利用申請した幼稚園等の利用者は除いた)

※指標Dの目標値(令和9年度)については、次期債権管理推進計画(令和5年度)を策定する中で(令和5年2月議会で報告予定)決定する内容であるため、「—」としている

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

### 【保育施設等や児童ホームの適正な保育の量の供給及び質の向上】

(目的)保育施設では、受入増により早急に待機児童を解消するとともに、子どもの健やかな成長と安心・安全の確保のため保育の質の向上を図る。また、児童ホームでは、児童への安全な生活の場の提供と集団生活の中での遊びを通しての生活指導等を行うとともに、こどもクラブにおいては、小学校の放課後等において、子どもが安心して活動できる居場所の確保を図り、児童の自主性、社会性等を育む。

(成果)①保育の量確保事業等については、小規模保育事業の公募により3箇所(定員57人)、認可保育所の公募により2箇所(定員170人)開設するなど、前年4月と比べ361人の定員を増やした。(目標指標A・B・C)

②公立保育所の民間移管については、第4次公立保育所民間移管計画に基づき、神崎の民間移管を行うとともに、移管に向けて元浜の引継ぎ等の事務や七松の移管法人の選定、南武庫之荘の民間移管手続を開始した。

③公立保育所では、北難波、大西の建替工事を行い、北難波は令和4年1月、大西は令和4年4月に新たな施設で保育を開始した。

④オンライン開催により参加しやすい体制を整え、保育所職員専門研修12回、キャリアアップ研修(7分野)を14回実施した。また、小規模保育事業や認可外保育施設への巡回支援を実施するなど、職員の資質の向上を図った。

⑤医療的ケア児への支援の取組を進めるため、既に医療的ケア児を受け入れている他市に聞き取り等を行うとともに、本市における医療的ケア児の支援に関するガイドライン(たたき台)を作成した。

⑥令和3年度の未入所児童を対象にアフターフォローコールを実施し78人の未入所の解消につなげた。また、令和4年度の利用調整においては、AIの活用により業務に係る時間の短縮が図れたため、追加調整を行ったことで更に47人を入所に繋げた。(目標指標B・C)

⑦保育料の債権管理としてこれまで差押えや分納誓約等に取り組んできた。また、令和3年10月から滞納抑制策としてキャッシュレス納付を導入したことで、債権管理推進計画に掲げる目標収納率(98.3%)を上回る99.1%の収納率となった。(目標指標D)

⑧公設児童ホームは令和3年10月から市によるおやつを提供を実施した。保護者ニーズに対応するため、児童ホーム、こどもクラブの開所時間延長等に向けて、現場職員も参加したあり方検討会において検討し、次年度からの実施につなげた。また民間児童ホームは、放課後児童クラブ設置促進事業等により3か所新設した。加えて、職員の欠員解消を図るため、プロモーション動画を作成するとともに、新たに短時間勤務職員の職を設定し、4人採用した。(目標指標E)

(課題)①保育を利用しながら就労と子育てを両立するといった子育て家庭のライフスタイルの変化が進むなど、ここ数年の保育ニーズは増加傾向にあるが、少子化が進んでいることから、今後の保育ニーズを適切に見込んだ待機児童対策が必要である。

①法人保育園にも老朽化の著しい施設があり、待機児童対策及び環境改善のため定員増を伴う施設の整備への支援が必要である。

②今後の民間移管対象保育所は、新園舎建設工事により現園庭が使用不可となる保育所もあり、保護者や地域の理解を得る中、慎重かつ丁寧な民間移管手続を行う必要がある。

③老朽化している保育所のうち、公立保育所として残る3所(杭瀬、次屋、武庫南)について、建替用地の確保のほか、公共施設の活用等、多様な方策の検討が必要である。また、公立保育所に求められる多様なニーズに対応できるよう、新たな機能の検討も必要である。

④コロナ禍においても、質の高い保育が実施できるよう、研修内容を充実するとともに、引き続き、巡回支援を行う必要がある。

⑤個々の医療的ケア児に応じた看護師の配置や支援スペースの確保等のほか、利用調整に係る仕組みを構築するなど、体制整備が必要である。また、医療機関等と連携を図り、医療的ケアの理解や手技等に関する研修を実施し、職員のスキルアップを図る必要がある。

⑥居住地域や子どもの年齢によっては、利用希望者と保育施設の調整にアンマッチが生じているため、保育施設への更なる受け入れの働きかけなど、丁寧な利用調整が必要である。

⑧児童ホームとこどもクラブの開所時間の延長等に伴う保護者ニーズの動向、また、一部の民間児童ホームが廃止となった実情を踏まえる中で、引き続き、待機児童解消に取り組む必要がある。加えて、余裕教室の使用拡大や継続使用が課題である。

### 【保育士の確保や市内での業務継続につながる支援】

(目的)保育士の確保・定着化を図ることで、待機児童の解消を目指すとともに、子どもの健やかな成長と安心・安全の確保を図る。

(成果)⑨令和3年10月から保育士・保育所支援センターを本格稼働し、18人の保育士を法人保育施設への就労につなげた。

⑩保育士の確保・定着化を図るため、52園・91人の新卒保育士に対し10万円の補助を行うとともに、17園・17人の潜在保育士に対し5万円の補助の実施や潜在保育士の就労支援のため保育の実践に関する研修(8回、37人)を行った。そのほか保育士奨学金返済支援事業(35園・95人)や宿舍借り上げ支援事業(63園・207人)を継続して実施した。

(課題)⑨支援センターの認知度向上及び登録者数を増やすため、更に効果的な広報を行う必要がある。

⑩保育ニーズが増え続けていることから、保育士不足が顕著であり、保育士の確保が急務である。また、保育士の離職防止に繋げる施策の実施に向け、離職の要因等、尼崎市における保育士の就労に関する実態について調査する必要がある。

### 【子育てをしながら自分らしく活動できる環境整備】

(目的)就労と子育ての両立や保護者の自主的な活動ができるよう子育て支援を推進する。

(成果)⑪保育所や児童ホームの他、一時預かりや病児病後児保育等により一時的な保育の提供体制を確保し保護者ニーズに対応した。

(課題)⑪病児病後児保育では、地域的な偏在等を補う取組が必要である。

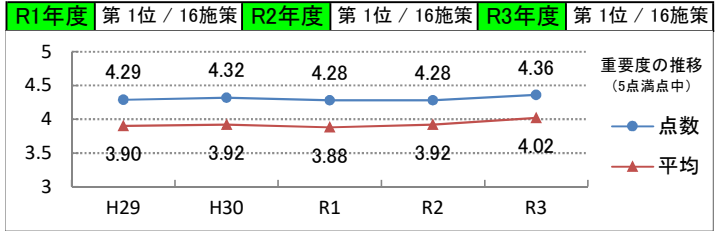


### 3 主要事業一覧

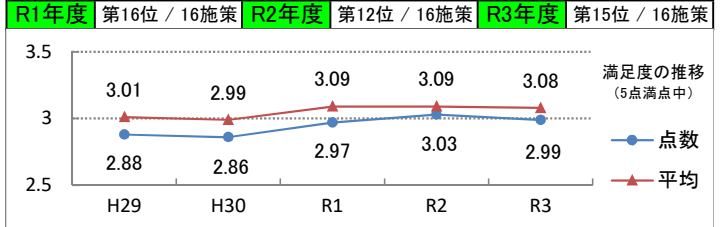
令和4年度 主要事業名	
1	認可保育所増改築費用の補助(保育環境改善事業)
2	認可保育所新設費用の補助(保育の量確保事業)
3	保育施設等における衛生整備(保育環境改善事業、新型コロナウイルス感染症対策事業)
4	医療的ケア児保育支援事業
5	児童ホーム・こどもクラブ開所時間の延長(児童ホーム運営事業、児童育成環境整備事業)
令和3年度 主要事業名	
1	保育の量確保事業
2	保育環境改善事業
3	児童ホーム運営事業(おやつ提供事業)
4	(仮称)保育士・保育所支援センター設置運営事業
5	キャッシュレス納付の推進
令和2年度 主要事業名	
1	保育の量確保事業
2	保育環境改善事業
3	保育料利用者負担に係る階層の見直し(細分化)
4	保育所入所事務AI活用事業
5	児童育成環境整備事業(こどもクラブにおける夏季休業期間の昼食時間帯の開室)

### 4 市民意識調査(市民評価)

#### ●重要度



#### ●満足度



### 6 評価結果

#### 評価と取組方針

- ・保育に係る施設整備については、将来的な保育需要やエリア別の保育需要の動向などを見極める必要がある。
- ・児童ホーム及びこどもクラブについては、それぞれの利用状況や待機児童数の動向に加え、必要経費なども見極めたうえで、一体的にあり方を検討する。なお、児童ホームについては、開所時間の延長に向けて検討を進める。
- ・保育士の離職要因・就労実態を調査・分析することにより、より効果的な保育士確保・定着化制度へつなげるとともに、既存の制度の更なる周知にも取り組んでいく。

#### 令和4年度の取組

##### 【保育施設等や児童ホームの適正な保育の量の供給及び質の向上】

- ①引き続き、認可保育所の新設等を行うほか、第2期事業計画の中間年見直しを行うとともに、策定を進めている就学前教育ビジョンの動向を踏まえ、必要な保育定員の確保方策について検討する。また、既存の法人保育園について、定員増を伴う建替等に対して整備費の一部を補助する。
- ②元浜を令和4年4月に民間に移管した。また、七松の引継ぎや南武庫之荘の移管法人の選定等を進める。
- ③3所については引き続き、用地確保のほか、既存の公共施設の有効活用等について検討する。また、全ての児童が利用するために必要な機能を検討する。
- ④設置して間もない小規模保育事業等を重点的に巡回支援する。また、コロナ禍における適切な保育の実施を含めた、保育の質の向上のための研修を行う。
- ⑤医療的ケア児保育準備事業については、検討会を設置し、ガイドラインを策定するとともに、令和5年度からの公立保育所での受け入れに向けて関係機関と協議を行う。また、法人保育施設で医療的ケア児を受け入れ、看護師等を配置し医療的ケアに従事させるための費用等を補助する。
- ⑥令和5年4月入所に向けた利用調整においては、休日夜間も含めた利用者支援を実施することなどにより、更なる待機児童の解消に努める。
- ⑦引き続き、分納誓約や期日内納付を強く求めていくとともに催告に応じない滞納者については積極的に納付勧奨や滞納処分を進めていく。
- ⑧児童ホームは、土曜日及び長期休業期間の朝の開所時間を延長し、また、こどもクラブにおいては開所時間を通年で午後5時まで延長するとともに、昼食時間帯も開所する。また、保護者ニーズに対応するため、開所時間の更なる延長に向けて検討する。待機児童の解消及び環境改善に向けて、余裕教室の活用について引き続き学校及び教育委員会と協議・調整を行うとともに、民間児童ホームにおいても、待機児童の多い小学校区を限定し、事業者の参入促進を図る。加えて、児童ホーム及びこどもクラブの職員の欠員解消のため、代替策として資格等を持つ派遣職員を配置する。

##### 【保育士の確保や市内での業務継続につながる支援】

- ⑨保育士・保育所支援センターの認知度向上のために、市内在住の保育士資格を有する方へのダイレクトメールの送付等、保育現場への期待や不安に寄り添った支援を通じて保育士の確保・定着化を図る。
- ⑩保育士確保事業については、これまで実施してきた補助事業を拡充し、継続するとともに、保育士の離職の要因等を把握するため、保育施設の協力を得ながら、保育現場で働く保育士への実態調査等を実施し、有効な施策を検討する。

##### 【子育てをしながら自分らしく活動できる環境整備】

- ⑪利用手続きの簡素化や更なる周知等により、関連事業の利用促進を図るとともに、病児病後児保育については、利便性の向上につながる施策を検討する。

#### 主要事業の提案につながる項目

##### 【保育施設等や児童ホームの適正な保育の量の供給及び質の向上】

- ①⑧第3期事業計画の策定にあたり、効果的な施策の実現につなげるための調査等の実施に向けて検討する。また、認可保育所の公募等について検討する。
- ①③就学前教育ビジョンの内容に連動した取組を進める。
- ②令和5年度に七松保育所の民間移管を行う。
- ⑧児童ホームの開所時間の更なる延長に向けて検討を進める。

##### 【保育士の確保や市内での業務継続につながる支援】

- ⑩実態調査の結果を踏まえ、より有効な確保・定着化に資する取組を検討する。

# 令和4年度 施策評価表(令和3年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	06	障害者支援	展開方向	01	必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり
主担当局	健康福祉局				

## 2 目標指標

指標名	方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
					H29	H30	R1	R2	R3
A 障害のある人が日常生活を送るための地域の環境が整っていると感じる市民の割合	↑	37.5	%	47.7	34.5	35.3	38.3	39.7	37.5
B サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成達成率	↑	78.0	%	100	42.1	62.2	70.8	78.2	78.0
C 委託相談支援事業所における延べ相談回数	—	27,896	回	—	20,313	20,780	22,902	27,818	27,896
D									
E									

※指標Cは、委託相談支援事業所において、福祉サービスの利用援助や権利擁護、専門機関の紹介などの支援を行った延べ回数

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

### 【健康に暮らす(保健・医療)】

(目的)障害につながる病気などの早期発見や予防、いつでも地域で安心して医療が受けられる環境をつくることなどで、障害のある人のこころとからだの健康づくりを支える。

(成果)①地域の医療機関等との連携を進めるため、医療的ケア児等コーディネーターが尼崎総合医療センター(AGMC)や訪問看護ステーションなど関係機関とのカンファレンスに積極的に参加(13回)し、退院前後からの円滑な支援につなげたほか、相談支援や生活介護の事業所ネットワーク会議に県立障害児リハビリテーションセンター(あまりハ)を招くことで、リハビリ事業の周知を図ることができた。

### 【自立して暮らす(福祉サービス、相談支援)】

(目的)地域で生活するのに必要なサービスや相談支援に取り組むことや、それら支援の質を向上させていくことなどで、障害のある人の自立した生活を支える。

(成果)②障害福祉サービスと障害児通所支援サービスの支給決定者数は、令和2年末の6,473人から令和3年度末は6,986人に増加(+513人)しており、障害のある人の自立や地域生活の支援に寄与している。(目標指標A)

③サービス等利用計画と障害児支援利用計画(利用計画)の作成については、基幹相談支援センターを中心に作成状況(障害種別・利用サービス別・事業所別など)の分析等を進め、その結果を考慮しながら、委託・指定相談支援事業所に対して作成依頼や必要な調整・助言等を行った。また、昨年度に引き続き、未作成者が特に多い「知的障害(日中系サービス利用者)」を主な支援対象とする委託相談支援事業所との連携を進めたこと等で、作成数は386人増加(5,062人→5,448人)し、作成率は78.0%(5,448人/6,986人)となった。(目標指標B)

④支援を必要とする人の増加や諸制度の周知・普及等により、委託相談支援事業所の延べ相談回数(令和3年度27,896回)は依然高い水準で推移している。これらの相談への適切な対応・支援に向けて、あまがさき相談支援連絡会(あま相)を毎月開催し、各事業所の支援状況の共有やテーマ別の研修・事例検討会等を行うことで支援力の向上につなげた。(目標指標C)

⑤利用計画の作成促進や複合的な課題を抱えるケースへの対応(重層的支援体制)、それらを含めた相談支援機能の強化等に向けて、あま相で計画未作成者の状況や課題等を把握・共有し、今後の進め方や委託相談支援事業所の役割等について協議を進めた。また、それら意見を基に本市における「支援困難ケース」の考え方(基準等)を一定整理し、各事業所への聞き取り等を踏まえてリスト化を進めた結果、相談支援ケース全体の1割強が支援困難に該当することが分かった。

⑥指定相談支援事業所のネットワーク会議を計6回(全体会2回、テーマ別開催4回)開催し、国の報酬改定(加算の創設等)や計画作成状況の共有、医療的ケア児に係る相談支援の協力依頼等を行うほか、各事業所からのニーズを基に精神保健分野や介護保険移行期等に関する研修を行うことで、地域の相談支援専門員へのスキルアップ等を図った。

⑦尼崎市公共施設マネジメント基本方針(方針1:再編)の対象2施設との協議については、10月に「あぜくら分場」の運営法人と協議し、今後、建物譲渡と敷地売却を前提とした現地建替を検討していくことで合意が得られた。また、「あいあい分場」については、10月に利用者家族への説明会を開催したほか、12月には運営法人において利用者へのアンケートを実施したことで、意向確認等を進めることができた。

⑧機器や用具の機能向上等に併い、従前から日常生活用具の給付品目の追加等について要望を受けているため、近隣市の給付状況や先進市の取組事例の調査とあわせて、これまでの給付実績の分析や各品目の市場価格の把握を行うなど見直しに向けた検討を進めた。

⑨新型コロナウイルス感染症への対応については、昨年度から継続して、陽性者等が発生した事業所のサービス継続に係るかかり増し経費の助成事業を始め、濃厚接触者等の在宅支援や一時受入れに係る市独自事業を実施し、対象となった事業所と密に連絡・調整を図りながら、コロナ禍におけるサービス提供体制の維持・確保に努めた。

⑩介護従事者へのコロナワクチン優先接種については、6月に市内のサービス事業所への事前調査を実施し、その結果を基に接種会場の確保と予約システムの導入・運用を進めるなどして、概ね700人の従事者への早期接種につなげた。

⑪医療機関や集団接種会場での接種が困難な重度障害のある人への優先接種については、8月に市内の生活介護事業所への事前調査を実施し、その結果を基に保健所で接種医やワクチンを確保しながら、6事業所に対して職員が直接訪問し対象者の接種につなげた。

⑫障害者計画・障害福祉計画の進捗管理や評価手法等の見直しについては、コロナ禍の影響や次期総合計画との整合性を図る必要等が生じたため、障害者福祉等専門分科会を始めとする各会議体の開催内容やスケジュールを変更し、本格的な検討は次年度へ延期することとしたが、現行の「評価・管理シート」や当該計画に係る今後の施策展開等についての意見聴取を進めた。

(課題)⑬⑭利用計画の作成数は着実に増えているものの、特に障害児通所支援や就労継続支援の新規利用が大幅に伸びているため、全体の作成率は8割弱に留まっている。

⑮⑯今回整理を進めた支援困難ケース全体(約900人)の状況を分析した結果、概ね3/4は委託・指定相談支援事業所による支援が入っているものの、残る1/4は相談支援事業所につながっていないため、早期の状況把握と対応が求められる。

⑰対象2施設において希望する事業継続方法が異なるため、それぞれの状況・事情等を勘案しつつ、一定の整合性と公平性を担保した希望移転策を整理していかねばならない。

⑱これまでも国通知や要望等を考慮し適宜品目を追加してきたが、各品目における公費負担限度額等の見直しまでは行っていないため、市場価格と大きく乖離しているものも多い。

⑲⑳㉑変異株の流行などコロナの感染状況等の変化に伴い、必要な支援や対応等も変わっていくため、事業所の支援体制の維持・確保やワクチン接種等にあたっては、引き続き柔軟かつ丁寧な対応が求められる。

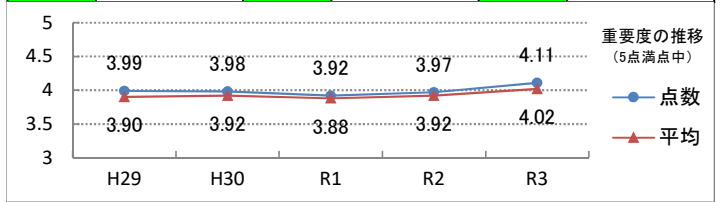
### 3 主要事業一覧

令和4年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和3年度 主要事業名	
1	濃厚接触者等在宅支援提供事業
2	要介護者一時受入事業
3	障害者支援施設新規入所者PCR検査事業
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	障害者(児)相談支援事業
2	
3	
4	
5	

### 4 市民意識調査(市民評価)

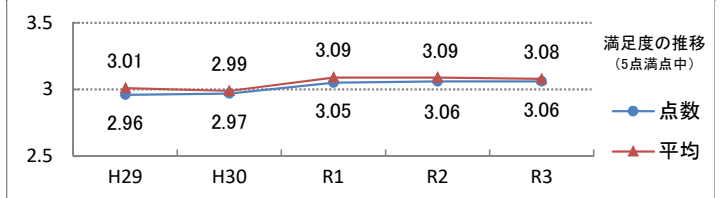
#### ●重要度

R1年度 第8位 / 16施策 R2年度 第7位 / 16施策 R3年度 第7位 / 16施策



#### ●満足度

R1年度 第12位 / 16施策 R2年度 第11位 / 16施策 R3年度 第8位 / 16施策



### 6 評価結果

#### 評価と取組方針

・サービス利用者の大幅な増加により、新たな支給決定者数に対する利用計画の作成率は100%に至らなかった。その結果、依然として全体の作成達成率は8割弱に留まっており、目標の早期達成に向けた対策が必要である。

・利用計画の作成率の更なる向上にあたっては、引き続き未作成者の状況や作成にあたっての課題等について協議を進め、より効果的な取組となるよう運用面も工夫しながら進めていく。

#### 令和4年度の取組

##### 【健康に暮らす(保健・医療)】

①コロナ禍により休止していた「医療的ケア児支援部会」に、新たにあまりハ等をメンバーに加えて再開し、各機関の支援体制・内容や今後の課題等について協議を進めるとともに、各サービス事業所のネットワーク会議等において、それら支援状況や地域の医療機関等との情報共有の場を積極的に設けていくことで、地域の保健医療体制の充実につなげていく。

##### 【自立して暮らす(福祉サービス、相談支援)】

②～⑥利用計画の作成促進や相談支援機能の強化等に向けては、現行の取組を継続しつつ、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所など本市の「地域生活支援拠点」機能を担う中核支援機関が、より包括的かつ専門的な支援を行っていくよう、引き続きあま相においてリスト化した支援困難ケースや対応状況の精査を進めていく。また、その内容等を踏まえながら、当該リストの活用方法や各支援機関の役割、新たな対応策について協議・検討していく。なお、これら支援困難ケースの中には、障害分野だけでは対応が困難な複雑・複合化した課題を抱えるケースもあるため、重層的支援体制における支援や対応についても検討を進めていく。

⑦対象施設の機能移転に向けては、引き続き法人の意向や運営状況、各施設利用者の状況等も十分に考慮しつつ、土地や建物の条件等も踏まえて関係部局等との協議・調整を進め、具体的な機能移転策をまとめていく。

⑨⑩⑪コロナが収束するまでの間のサービスの提供体制の維持・確保に向けては、引き続き感染状況に応じた柔軟な対応に努め、既存施策の着実な実施と事業所への迅速かつ丁寧な調整等に取り組んでいく。

⑫障害者計画・障害福祉計画の「評価・管理シート」については、次期総合計画を始め、関連する行政計画の取組や整合性を意識しながら、引き続き、障害者福祉等専門分科会や自立支援協議会、手話言語条例施策推進協議会等で進捗管理や評価の手法等についての意見を伺いながら、より効果的・効率的な運用へと見直しを進めていく。

#### 主要事業の提案につながる項目

##### 【自立して暮らす(福祉サービス、相談支援)】

⑧日常生活用具については、給付実績の分析結果等を基に、実情にあわせた給付品目や公費負担限度額となるよう整理するとともに、当事者団体等とも協議しながら事業内容・スキームの見直しを進めていく。

# 令和4年度 施策評価表(令和3年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	06	障害者支援	展開方向	02	生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり
主担当局	健康福祉局				

## 2 目標指標

指標名	方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
					H29	H30	R1	R2	R3
A 市内のグループホームの定員数	↑	552	人	741	381	413	453	497	552
B 委託相談支援事業所等における発達障害の人等の相談者数	—	233 (H29~R3平均)	人	—	222	223	269	262	190
C 委託就労支援機関を通じた就労者数	↑	34 (H29~R3平均)	人	54	35	54	31	27	24
D 障害者就労支援施設の物品等の販売会の実施回数	↑	17	回	25	8	10	16	15	17
E 身体障害者福祉センターと身体障害者福祉会館の利用者数	↑	28,742 (R1)	人	41,848	32,820	35,011	28,742	13,921	12,644

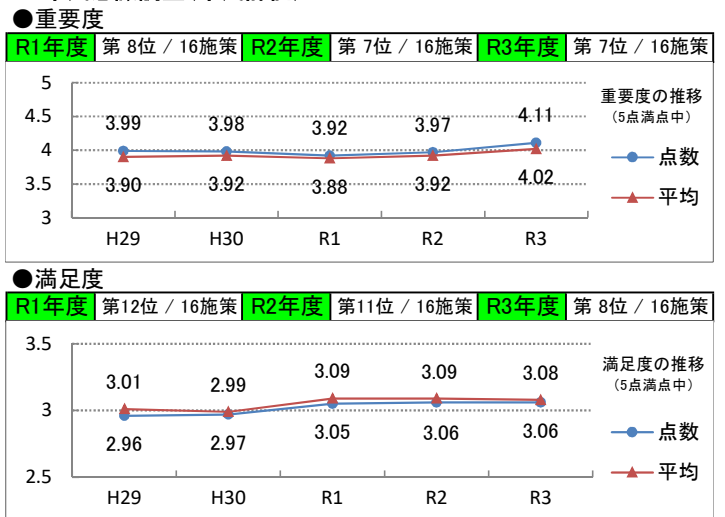
## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)	
<b>【育つ・学ぶ(療育・教育)】</b>	<p>(目的)障害のある子どもへの適切な療育や個々の教育的ニーズに応える指導、必要な相談支援に取り組むことなどで、障害のある子どもの育ちや学びを支える。</p> <p>(成果)①児童発達支援と放課後等デイサービスの利用者数は、令和2年度の1,494人から令和3年度は1,822人と大幅に増加しており、療育や訓練等の必要な支援につなげている。(参考:令和3年度末における障害児通所支援全体の支給決定者数2,316人)</p> <p>②発達障害に係る相談について、委託相談支援事業所等における相談者数はやや減少したが、発達障害の認知の広がりやサービスニーズの高まり等に伴い、子どもの育ち支援センター(いくしあ)における相談は増加しているため、業務連携フローや通所事業所のリストを活用して療育機関への円滑な引継ぎを行うとともに、連携会議で当該ツールや連携状況等の評価・検証を進めた。(目標指標B)</p> <p>③障害児通所支援の適正給付と質の向上については、コロナ禍の影響等もあり、事業所への実地指導や連携マニュアル等の周知・啓発は見合わせたが、事業所が抱える課題や支援状況等の把握・共有に向け、自立支援協議会「あまっこ部会」において、市内で有志による連絡会を運営する事業所(5か所)と意見交換を行うほか、市内の全事業所を対象とした交流会の開催企画を進めた。</p> <p>④医療的ケア児への適切な支援に向けては、コロナ禍により部会の再開は見合わせたが、医療的ケア児等コーディネーターが対象児のリスト管理や自宅訪問による生活状況の把握(20名)を進めるほか、支援機関のカンファレンスにも積極的に参加し支援にあたった。</p> <p>(課題)①②③指定事業所や利用者が大幅に増加しているため、実地指導の実施や事業所との連携の場が強く求められている。</p>
<b>【働く(雇用・就労)】</b>	<p>(目的)一人ひとりの適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、さまざまな働く場や機会を確保することや、福祉的な就労での工賃向上を支援することなどで、障害のある人の就労を支える。</p> <p>(成果)⑤委託就労支援機関で就労に関する各種支援を行い、コロナ禍においても24人が一般就労につながった。また、就労系サービスの利用者数は令和2年度の1,421人から令和3年度は1,542人と大幅に増加しており、多様な就労ニーズに応えてきている。(目標指標C)</p> <p>⑥市役所における障害者雇用として、尼崎市版チャレンジ雇用「ハートフルオフィスup×3」において7人を雇用し、一般就労へのステップアップ等に取り組むとともに、「障害者就労チャレンジ事業」でも14人を短期雇用し、就労実習を行った。</p> <p>⑦コロナ禍で生産活動が停滞し減収している就労継続支援事業所(3か所)に対して、活動の再起に必要な事業経費の補助を行った。また、障害者就労施設の受注機会の拡大に向けては、コロナ禍で企業イベント等の中止が多かったが、庁内販売「尼うえるフェア」を中心に物品等の販売会を計17回開催するほか、共同受注の支援により発注企業(15社・19件)から19施設への契約に結び付けた。(目標指標D)</p> <p>⑧令和3年12月に兵庫県「行政運営方針の見直し(一次案)」が出され、小規模作業所の県補助金が令和4年度から段階的に減額されて、令和7年度で廃止されることとなったため、今後の本市の対応について協議を進めた。</p> <p>(課題)⑤⑥就労系サービス事業所が依然増加傾向にあるなど、市内に障害者就労の場や機会が充足してきたことで、市役所での障害者就労チャレンジ事業においては一般就労に向けた実習ではなく、主に就労意欲の喚起を目的とした利用が大半を占めている。</p>
<b>【住まう・出かける(生活環境、移動・交通)】</b>	<p>(目的)地域で暮らすために必要な住まいの確保や外出の支援に取り組むことや、さまざまな生活環境の整備を進めることなどで、障害のある人の地域での生活を支える。</p> <p>(成果)⑨市内グループホームの定員数については、新規開設サポート事業で8ホーム(定員32人)に開設経費の一部を助成するなどして、令和2年度の497人から令和3年度は552人と着実に増加(+55人)している。また、「日中サービス支援型グループホーム」の整備については、コロナ禍の影響等で予定より遅れたものの、令和4年4月から開設できるよう整備法人と調整等を進めた。(目標指標A)</p> <p>⑩グループホームの整備促進に向けては、今後の整備方策を策定するため、前年度に実施した市内障害者団体へのアンケート調査に加えて、令和3年度は「リレくらしサポートセンター」を通じて市内事業所(24か所)にアンケート調査を行い、利用状況等の把握を進めた。</p> <p>⑪新たに生活介護事業所のネットワーク会議を設置・開催し、事業所情報の把握や利用(空き)状況の公表等の取組を進めた。</p> <p>⑫視覚障害のある人の外出を支援する「同行援護」については、当事者団体等との協議を進め、運用(基準)の変更案をまとめた。</p> <p>(課題)⑩市内事業所への調査結果をみると、多くのホームで利用者の重度化・高齢化が進み、その対応に課題を抱えている。</p>
<b>【地域でつながる(生涯学習活動)】</b>	<p>(目的)地域で行われるさまざまな催し(イベントや講座、交流会など)への参加や、自分たちで行う活動を支援することなどで、障害のある人の地域での交流や活動を支える。</p> <p>(成果)⑬尼崎市公共施設マネジメント基本方針(方針1:再編)に基づく「身体障害者福祉会館」の移転については、当該会館の指定管理者である「尼崎市身体障害者連盟福祉協会」の役員や会員を始め、施工業者や移転先(教育・障害福祉センター)の関係者等との協議や連絡調整を丁寧に進め、令和4年1月に改修工事を完了した。(目標指標E)</p> <p>⑭東京パラリンピックへの機運を醸成するための記念イベントとして、記念公園総合体育館や身体障害者福祉会館、尼崎城にて、聖火ビジョンやパラスポーツ体験会、パラスポーツのパネル展示等を実施した。事業を通じて、障害者スポーツの普及啓発や共生社会の実現に向けた理解促進に取り組んだ。</p>

### 3 主要事業一覧

令和4年度 主要事業名	
1	障害者小規模作業所の法内施設への移行支援及び補助金の見直し(障害者小規模作業所運営費等補助金)
2	情報コミュニケーション支援に係る施設機能の強化(身体障害者福祉会館移転事業、身体障害者福祉会館指定管理者管理運営事業)
令和3年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	身体障害者福祉会館移転事業
2	
3	
4	
5	

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

令和4年度の取組
<p><b>【育つ・学ぶ(療育・教育)】</b></p> <p>①②③適切な発達支援の提供に資するため、令和6年4月に施行される改正児童福祉法の内容も踏まえつつ、市立の児童発達支援センター等の役割や機能の再整理を進めるとともに、障害児通所支援の事業所間や障害福祉・保健・子ども・教育など各機関と当該事業所間の連携強化に向けて、「(仮称)障害児通所支援事業所ネットワーク会議」の設置を検討していく。また、障害児通所支援事業所への実地指導に取り組んでいく。</p> <p>④医療的ケア児への適切な支援に向けては、引き続きOJTによる人材育成に取り組むとともに、「医療的ケア児支援部会」を再開し、現在の支援体制や状況等を基に、病院や診療所、訪問看護ステーション等と必要な支援やサービス提供体制等について協議を進めていく。</p> <p><b>【働く(雇用・就労)】</b></p> <p>⑤⑥⑦障害者の就労支援にあたっては、多様な就労ニーズにも対応していくため、現行の事業・取組がより効果的かつ一体的な支援となるよう、障害者就労チャレンジ事業の見直しを含め、委託就労支援機関の役割や機能の再整理に向けた検討を進めていく。また、現在は一般就労(就労移行支援)を中心に開催している「就労支援ネットワーク会議」の運用方法を見直し、今後は福祉的就労(就労継続支援)や販路拡大等に関する課題についても協議していく。なお、「ハートフルオフィスup×3」については雇用枠を9人に増員し、毎年3人程度の入れ替りを想定して、計画的に採用していく。</p> <p><b>【住まう・出かける(生活環境、移動・交通)】</b></p> <p>⑩同行援護の運用変更については、令和4年4月に利用者・事業者向けの説明会を開催するなど視覚障害のある人に対して丁寧な周知等に努めるとともに、支給決定基準(ガイドライン)等を整理して、新たな運用を開始していく。</p> <p><b>【地域でつながる(生涯学習活動)】</b></p> <p>⑬移転後の会館の周知や活用に向けては、市報等への掲載に加え、自立支援協議会や市内障害者団体等を通じて他の障害種別の方等にも幅広く利用してもらえるよう周知を図るとともに、コロナ禍で休止していた「自発的活動支援事業」を再開し、その活動場所として提案するなど積極的な会館利用を促していく。</p>

評価と取組方針
<p>・障害児通所支援を始め、大幅に増加するサービス事業者への指導監査等については、事業者等の負担軽減と監査等の質の向上につなげていけるよう、より効果的かつ効率的な手法へと改善を図る。</p> <p>・重度化・高齢化が進む障害のある人の地域生活の支援に向けては、グループホームの更なる整備に取り組むこととあわせて、在宅生活の維持を希望する人のニーズへの対応についても検討を進めていく。</p> <p>・小規模作業所の法内施設への移行にあたっては、作業所や利用者の意向等を尊重しながら、より最適な時期に円滑に移行できるよう支援していく。</p>

主要事業の提案につながる項目
<p><b>【住まう・出かける(生活環境、移動・交通)】</b></p> <p>⑨⑩グループホームの整備促進に向けては、引き続き既存事業を有効に活用するとともに、各調査結果を基に今後の整備方策を策定し、「日中サービス支援型グループホーム」の更なる整備を検討していく。あわせて、グループホーム利用者の重度化・高齢化にも対応していく必要があるため、指定事業所ネットワーク会議で調査結果の共有や意見を伺いながら、既存ホーム等のバリアフリー(大規模)改修等に係る経費助成や「日中サービス支援型グループホーム」の運営の評価等についても協議・検討を進めていく。</p> <p><b>【働く(雇用・就労)】</b></p> <p>⑧県補助金が廃止される令和7年度までに、市内の小規模作業所(4か所)や利用者との協議を進め、法内施設(地域活動支援センター、就労継続支援B型)等への円滑な移行を促進するなど、利用者の社会参加機会の維持・継続に向けて支援していく。</p>

# 令和4年度 施策評価表(令和3年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	06	障害者支援	展開方向	03	ともに支えあい、安心して暮らすことができる環境づくり
主担当局	健康福祉局				

## 2 目標指標

指標名	方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
					H29	H30	R1	R2	R3
A 障害者差別解消法の認知度	↑	34.2	%	50.0	—	—	—	—	34.2
B 意思疎通支援事業に係る養成講座修了者数	↑	45	人	70	39	62	56	46	45
C 合理的配慮を知らない職員の割合	↓	36.0	%	0	—	—	51.0	37.9	36.0
D									
E									

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

### 【安全に暮らす(安全・安心)】

(目的)災害への備えや災害が発生した時に、障害の特性に配慮した避難支援や情報伝達に取り組むことや、犯罪へ巻き込まれないよう啓発や相談を行うことなどにより障害のある人の安全・安心な暮らしを支える。

(成果)①障害のある人への災害支援に向けては、個別支援計画の段階的な作成対象者の考え方を整理するにあたり、「あまがさき相談支援連絡会」において、障害福祉分野の中核支援機関との意見交換を進めた。また、自立支援協議会「あまのくらし部会」において、模擬避難所体験会の開催企画を進めたほか、コロナ禍での困りごとやそれに対する配慮・対応をまとめ、災害時にも活用できる取組等の共有を図った。②障害のある人の災害時の情報取得につながるよう、身体障害者福祉会館の移転工事にあわせて、「自火報光警報補助装置」の設置工事を行い、施設機能の向上に取り組んだ。

### 【お互いを認め合う(権利擁護、啓発・差別の解消)】

(目的)障害のある人の意思や決定を大切にすることや障害を理由とした差別や虐待(無視やいじめなど)から守ることなどで、みんながお互いのことを理解し合えるまちづくりを進める。

(成果)③障害者虐待防止センターにおいて、通報・相談や虐待事例の対応にあたった(令和3年度通報・相談件数36件。うち、虐待認定1件)。また、国の報酬改定により、令和4年度から全てのサービス事業所に「虐待防止委員会」の設置等が義務付けられるため、既存のネットワーク会議(相談・就労・地域生活)の参加事業所に加えて、障害児通所支援事業所も対象とした「合同研修会」を開催し、当該制度や今後必要となる対応等の周知・啓発を進めた。

④「市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)」はコロナ禍での影響を考慮し、分散型かつ小規模の開催とし、創意工夫のもと様々なコンテンツ(声のないお店やミーツ新喜劇など)を実施した。イベント当日だけではなく、企画段階から福祉や障害について考える機会や障害のある人が参加・活躍できる場を創出し、そこに幅広い世代のボランティアが関わるなど多様な人を巻き込み実施している。

⑤障害者差別解消支援地域協議会を2回開催し、相談対応事例の共有や啓発パンフレットの効果的な活用等について協議を進めた。(目標指標A)

(課題)④「ミーツ・ザ・福祉」は提案型事業委託制度を活用することで発展的な実施を継続しているが、同制度は原則3年間を上限とした制度で令和4年度が再提案の最終年度となるため、令和5年度以降もこれまでの成果等を活かした事業継続が可能となるよう、委託事業者を選定していかなければならない。

⑤障害者差別解消法の認知度は依然低い状況にあるが、令和3年6月に同法が改正され、民間事業者による合理的配慮の提供の義務化等の措置が今後3年以内に施行されることから、一層の制度周知や啓発が求められる。

### 【伝える・知る(情報・コミュニケーション、行政等における配慮)】

(目的)障害の特性に応じた意思疎通の支援や情報支援の機器の利活用に取り組むことや、市職員が障害に対する理解を深めて必要な配慮や支援を行うことなどで、障害のある人の情報取得や伝達(コミュニケーション)、公的な手続きなどを支える。

(成果)⑥意思疎通支援者の養成にあたっては、コロナ禍においても各養成講座の全課程を実施することで、受講者(修了者)数の確保に努めた。なお、令和3年度の養成講座修了者数は全体で45人であった。(目標指標B)

⑦手話の普及等に向けては、市民向け講座の案内や普及啓発用の動画を本庁舎で流すほか、子ども向け講座の参加条件の見直しや広報を工夫したことにより、市民等向け啓発講座全体(2講座9回)の参加者数は97人と大幅に増加した。また、市内の聴覚障害者団体にも意見を伺いながら、「きこえないってどんなこと」をテーマとした人権教育啓発用リーフレットを作成し、教育機関等へ配布することで一層の理解と啓発につなげた。

⑧コロナ禍における情報支援の取組として「遠隔手話サービス」の運用を開始しているが、医療機関等において手話通訳者の同行を断られるような事例が生じなかったため、実際の利用までは至らなかった。また、本庁舎と身体障害者福祉センターに設置した点字プリンターを活用し、コロナワクチンの接種等に係るお知らせを点字と墨字による文書として作成・送付することで、点字表示による発送希望者やその家族等の情報取得のしやすさにつなげた。

⑨障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援については、身体障害者福祉会館の移転工事にあわせて、「音声情報装置」や「フリーWi-Fi」等の設置工事を行い、施設機能の向上に取り組んだ。また、障害の種類等によって必要な施設機能や配慮等が異なることから、指定管理者である「尼崎市身体障害者連盟福祉協会」の肢体部、聴力部、視力部のそれぞれと丁寧に協議や説明を行い、移転後の会館に設置する情報支援機器等の調整と整理を進めた。

⑩市職員の障害への理解・啓発に向けては、新任課長と新採職員を対象とした職員対応要領等の研修や希望制の手話研修を継続して開催するほか、障害者活躍推進計画の取組の一環として、所属長向けの合理的配慮に係る研修や掲示板を活用した啓発活動、尼崎市版チャレンジ雇用「ハートフルオフィスup×3」の事業活動等により、合理的配慮を知らない職員の割合は改善してきている。(目標指標C)

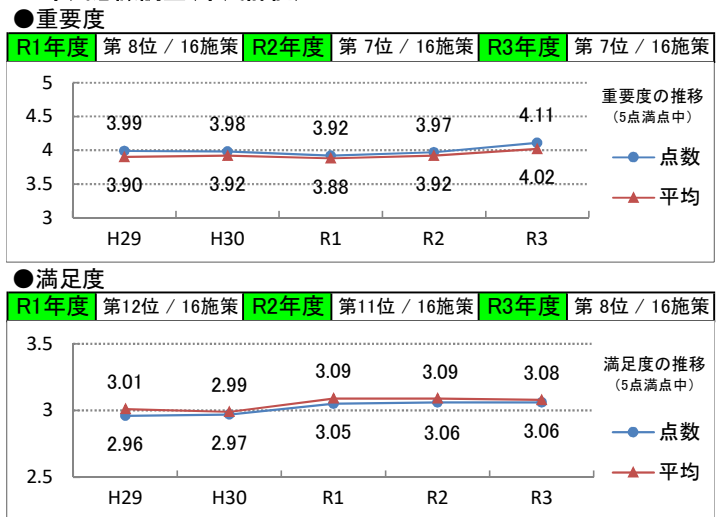
(課題)⑥意思疎通支援者養成講座の修了者数は一定維持しているものの、依然として派遣登録者数は増えない状況が続いている。

⑦コロナ禍での影響もあつたが、事業者向け講座等は依然として参加者数が少なく、より効果的な開催や広報の手法等を検討していかなければならない。

### 3 主要事業一覧

令和4年度 主要事業名	
1	情報コミュニケーション支援に係る施設機能の強化 (身体障害者福祉会館移転事業、身体障害者福祉会館指定管理者管理運営事業)
2	
3	
令和3年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

**令和4年度の取組**

**【安全に暮らす(安全・安心)】**  
 ①②移転後の会館については、併設する身体障害者福祉センターと同様に、福祉避難所として指定・運用していけるよう、指定管理者等との協議・調整を進めていく。また、情報支援に係る各種機器を設置した移転後の会館機能も活用しながら、「あまのくらし部会」の取組を始め、災害支援に係る各種研修や自主活動等を推進していく。

**【お互いを認め合う(権利擁護、啓発・差別の解消)】**  
 ③虐待防止制度や緊急通報先の一層の周知に向けては、各事業所ネットワーク会議で、引き続き「虐待防止委員会」の設置等についての研修を実施していく。  
 ④「ミーツ・ザ・福祉」については、障害のある人となない人の交流の促進や相互理解を深めるとともに、更なる付加価値を生み出し、より良いイベントへとつなげていけるよう、引き続き、事業の企画過程における実行委員会や市民等との協働に取り組む。また、これまでの成果や課題等を振り返りつつ、新たな委託事業者の選定を行う。  
 ⑤障害者差別解消法や各制度の周知・啓発に向けては、啓発パンフレットの学校等への配布や市政出前講座を実施するとともに、引き続き協議会において、障害特性や差別事例を市民に分かりやすく伝えるための啓発手法や、今後3年以内に施行される改正法の民間事業者への周知方法等について協議していく。

**【伝える・知る(情報・コミュニケーション、行政等における配慮)】**  
 ⑦手話の普及等に向けては、広報冊子の配布先の拡大(市内小学校や手話サークルなど)やSNS等を活用した広報を進めていくとともに、引き続き協議会において、効果的な講座開催等について協議していく。  
 ⑧市が発出する通知等の点字化を進めていくため、簡単な点字作成マニュアルを整備し関係部局に周知を図るなど、点字プリンターの更なる活用を促していく。  
 ⑨身体障害者福祉会館の移転にあわせて、「聴覚障害者用情報受信装置(アイドラゴン4)」や「音声認識アプリケーション(声文字)」、「音声読み上げ装置(プレクストーク)」、「視覚障害者総合情報ネットワーク(サビエ)」など情報支援に係る各種機器を設置することで、障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援に係る施設機能の向上を図っていく。また、併設する身体障害者福祉センターを含めて、障害のある人が各種講座・活動への参加や災害時も含めた各種情報の取得がしやすくなる施設運用等に取り組んでいくことで、情報支援にも配慮した活動拠点としていく。  
 ⑩市職員の障害への理解・啓発に向けては、差別解消に関する各種制度や「職員対応要領」等を新任課長や新採職員に対する必須研修として継続していくとともに、合理的配慮に係る研修については、所属長以外にも対象を広げて実施していく。また、日々の業務の中で心がけるべき内容や具体例をまとめた職員ハンドブックを作成し、周知することを通じて、意識や対応力の向上を目指していく。

**評価と取組方針**

- ・新たな身体障害者福祉会館における、障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援に係る施設機能を活用した今後の事業展開については、当事者ニーズに即した取組となるよう検証していく。
- ・職員のキャリア形成や資質の向上に向け、福祉事業所等の職務を経験する短期インターン研修の実施に向けて検討していく。
- ・市職員の障害への理解・啓発に向けて新たに作成した「職員ハンドブック」については、職員が有効に活用していけるよう一層の周知に取り組む。また、合理的配慮を知らない職員の傾向を分析し、目標達成に向けた効果的な対応を検討していく。

**主要事業の提案につながる項目**

**【伝える・知る(情報・コミュニケーション、行政等における配慮)】**  
 ⑥意思疎通支援事業(派遣・養成)の安定的な運営に向けて、支援者(手話通訳・要約筆記など)の派遣単価の引上げなど処遇面の改善や養成講座修了者の派遣登録を促すための取組等について検討していく。